

柏の葉三目景観重点地区景観形成基準の案の縦覧時に提出された意見書の要旨及び市の考え方  
縦覧期間 平成18年11月1日(水)～平成18年11月15日(水)

NO	意見要旨	市の考え方
1	重点地区指定に係ること	
	<p>敷地の前面の道路を通り抜ける自動車の交通量の増加により、住宅地としての環境が破壊されている。景観の保全だけを義務付けられるのは片手落ちなので、自宅は重点地区の指定から外していただきたい。</p> <p>交通量増加による環境破壊の実態</p> <p>重量のある車が通ると振動して地震かなと思うほど。真夜中にもある。</p> <p>騒音により戸や窓を開けてある夏場は、テレビの音も聞こえない。</p> <p>排気ガスにより生垣も素直に育たないように感じる。</p> <p>前の道路の横断が危険。</p> <p>ボデーの長い車は何度か切り替えさないと通り抜けできない。通り抜けできず引き返す車も稀に見掛ける。</p> <p>角ですれ違う車は、どちらも譲らずによく争いを起こしている。</p> <p>西側道路は歩道もなく、かなりのスピードで通り抜ける車が多く、特に高齢者にとって危険。</p> <p>車がすれ違う時には道路の端いっぱいまで寄ってくる。</p>	<p>自動車交通の増加による住宅地環境の悪化につきましては、道路維持担当部門に現在の道路状況を確認のうえ修繕等の必要性について検討するよう依頼していきます。</p> <p>今回の基準は、今後、建て替えの時期をむかえるに当たり、敷地の細分化や、アパートの建築、生垣の撤去など、宅地の利用形態が変化することが想定されるため、現状の景観を維持・保全し良好な街並みを共有財産として守り育てていけるよう、町会の検討組織とともに景観を守る基準づくりを進めてきたところです。</p> <p>景観形成基準の基で、景観に配慮されたまちなみ景観を守っていきたいと考えています。</p>